

決議第2号

議案第55号 米原市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてに対する附帯決  
議案

米原市議会会議規則（平成30年米原市議会規則第1号）第14条第2項の規定により、上記  
の議案を提出する。

令和5年10月3日提出

米原市議会議長 今中力松様

総務産業建設常任委員会委員長 矢野邦昭



## 決議第2号

### 議案第55号 米原市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてに対する附帯決議案

今回の一改正案の趣旨は、安全で良質な水道水を安定して供給できるよう、計画的に水道施設の更新を行うために必要となる財源の確保を目的として、令和6年4月使用分から水道料金を改定するためとされている。

今回の水道料金の改定により本市の水道料金は、県内他市町と比較して高額な水道料金となることが想定される。

市は、本市の水道料金が県内他市町と比較し、高額となる理由について、平成18年4月に水道料金を統一して以来、料金改定を行ってこなかったことや、伊吹南部水質硬度低減化工事と磯浄水場の改良工事に係る減価償却費等が影響していると説明している。

本市の水道事業に係る主な水源は、地下水と琵琶湖の湖水があるが、地下水は硬度が高く、生活用水として支障が生じないよう、一部の水源では、特殊な膜ろ過方式による硬度低減化を行っており、これにより、高額な維持管理経費を投資しながら施設を運営してきた経過がある。

平成18年以降は、緊急性もあり、コストが割高となる特殊な膜ろ過方式による硬度低減化水を水源が不足する配水エリア等に拡大して配水してきた。しかしながら、現在では、滋賀県が策定した水道広域化推進プランにより、長浜水道企業団を配水エリアとする水道水の共同利用や比較的安価な琵琶湖の水を利用した磯浄水場の水道水を配水エリアを広げて利用することも検討できる状況となっており、早急に協議、検討を始める時期が到来しているものである。

また、本市水道事業における有収率は、平均80パーセントと低く、一部の配水エリアでは、有収率が53パーセントと異常に低い配水エリアもあり、早急に調査、検討、改善をすべき状況にある。

今回の水道料金の改定は、現段階において、安定的な水道水供給の観点からはやむを得ないものと考えるが、高額な維持管理経費を要する施設や有収率の低さが本市における水道料金改定に係る要因の一つであることから、今後、後世に悔いを残さぬよう、市民の利益と安心、安全な水道水供給のため、早急に水道事業の改善を図られることを求める。

また、令和6年4月からの条例施行に当たっては、料金改定に至る背景など、市民に対し、理解が得られるよう周知を図られたい。

以上決議する。

令和5年10月3日

米原市議会

米原市長 平尾道雄様